

株式会社LiveFor定款

平成29年3月26日 作 成

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社LiveForと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 有料老人ホームの設置運営
- (2) サービス付高齢者向住宅の経営
- (3) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
- (5) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業
- (6) 介護保険法に基づく特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売
- (7) 介護保険法に基づく短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業
- (8) 医療機器、福祉用具、介護用具の販売及び貸与事業
- (9) 医療機器、福祉用具、介護用具の中古品販売事業
- (10) 介護保険法に規定する第1号通所事業
- (11) 介護保険法に規定する第1号訪問事業
- (12) 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業
- (13) 介護保険法に基づく介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- (14) 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業
- (15) 介護保険法に基づく地域密着型特定施設入居者生活介護事業
- (16) 障害者支援施設の経営
- (17) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

- (18) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- (19) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (20) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (21) 介護を行う施設、組織の運営・管理に関するコンサルティング
- (22) 介護要員育成のための教育事業
- (23) 遺品整理・不用品回収事業
- (24) 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）
- (25) 託児所の経営
- (26) 医薬品・衛生材料の販売
- (27) 臨床検査業務
- (28) 給食センター・配食サービス等、給食業務の受託及び管理
- (29) 医療用衛生寝具の賃貸
- (30) 診療報酬請求事務及び病院等一般事務の受託
- (31) 信用保証及び金銭の貸付並びに損害保険の代理及び広告業務の代理
- (32) 病医院職員の研修、セミナー等の企画、立案及び実施
- (33) 病医院の防災、警備、清掃、駐車場管理及び廃棄物処理各業務の受託
- (34) 有料老人ホーム内の食堂、売店、理容室及び美容室の経営
- (35) 介護保険に関わる介護保険請求事務の代行
- (36) 給与計算事務、勤怠管理事務、経理事務、庶務事務及び福利厚生事務等の受託
- (37) 有価証券の売買、保有及び管理
- (38) 不動産の賃貸、管理及び売買
- (39) 宅地建物取引業
- (40) 労働者派遣事業
- (41) 料理飲食店業
- (42) エステティックサロンの経営及び化粧品、美容品等の販売
- (43) 各種食料品及び飲料水の販売
- (44) 衣料品及び日用品雑貨の販売
- (45) 有料駐車場の経営
- (46) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜県大垣市入方二丁目1716番地に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定め

がある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故又は支障があるときは、出席株主の中から議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(資格)

第22条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社の取締役が1名のときはその取締役を代表取締役とし、複数の取締役を置くときは、株主総会の決議により代表取締役を定め、当該代表取締役のうち1名をもって社長とする。

2 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金300万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第31条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成30年3月31日

までとする。

(設立時の役員)

第32条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 名和 康裕

設立時取締役 名和 茂樹

設立時取締役 名和 美佳

(設立時の代表取締役)

第33条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

岐阜県大垣市入方二丁目1716番地

設立時代表取締役 名和 康裕

(発起人の氏名及び住所並びに引受株数及び払込金額)

第34条 当会社の発起人の氏名、住所並びに発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

岐阜県大垣市入方二丁目1716番地

名和 康裕

普通株式 300株

払込金額 金300万円

(定款に定めのない事項)

第35条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社LiveForを設立のため、発起人名和 康裕の定款作成代理人である司法書士佐竹一伸は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年3月26日

発 起 人 岐阜県大垣市入方二丁目 1 7 1 6 番地
名和 康裕

上記発起人の定款作成代理人
岐阜県大垣市丸の内一丁目 3 2 番地
司法書士 佐竹一伸